

白山市SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1条 SDGs（平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標をいう。以下同じ。）の達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、白山市SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりの取組及びその進捗管理に関する事項
- (2) 市民、企業、高等教育機関等によるSDGsを推進する取組との連携及び支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組及び普及促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に定める職を有する者をもって充てる。

5 本部長は、本部を代表し、本部を統括する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した順序によってその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第5条 本部に、所掌事務の詳細事項を検討するため、幹事会を置く。

2 幹事長は、企画振興部長をもって充てる。

3 副幹事長は、企画振興部企画課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に定める職を有する者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。(平成30年3月19日)

別表第1 (第3条関係)

総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業部長、観光文化部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、美川支所長、鶴来支所長、河内市民サービスセンター所長、吉野谷市民サービスセンター所長、鳥越市民サービスセンター所長、尾口市民サービスセンター所長、白峰市民サービスセンター所長

別表第2 (第5条関係)

総務部総務課長、健康福祉部生活支援課長、市民生活部環境課長、産業部農業振興課長、観光文化部観光課長、建設部土木課長、上下水道部企業総務課長、教育委員会事務局教育総務課長